

四日市市告示第 317 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和2年5月13日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
		区域変更後起終点			
1	末永滝川線	末永町488-4 川原町387	46.9 4.2~51.0	66.6 939.8	区域を変更する No.1
		末永町488-4 川原町387	4.2~51.0	939.8	
2	滝川4号線	滝川町166-1 滝川町188-2	4.0~6.26 4.0~5.0	42.36 279.80	区域を変更する 延長を変更する 幅員を変更する No.2
		滝川町166-1 滝川町188-1	4.0~6.26	322.16	